

議案第12号関連資料**明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について****1 目的**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が令和元年11月16日に施行され、これにより複数建築物における性能向上計画認定申請が新たに創設されたことに伴う申請手数料の新設、及び一戸建て住宅やマンションにおいて簡易な評価方法による基準適合認定申請が可能となったことにより、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、これまで単棟ごとの建物の省エネ設備に対する容積緩和だったものを、複数の建物のエネルギー連携による容積緩和を認定することができるようになったことに伴い、エネルギーを供給する建築物の向上計画認定申請手数料とエネルギーの供給を受ける建築物の向上計画認定申請手数料及び適合性判定認定申請手数料を新設します。

(例) 省エネ設備を設置する①棟(10,000㎡)が②棟(2,000㎡)と③棟(3,000㎡)にエネルギーを供給し、容積率の緩和を受けようとするとき。

①棟の向上計画認定申請手数料	198,000円
②棟の向上計画認定申請手数料	103,000円
③棟の向上計画認定申請手数料	103,000円
②棟の適合性判定認定申請手数料	103,000円
③棟の適合性判定認定申請手数料	103,000円
合計	610,000円

- (2) 住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定の簡易な審査方法が新たに追加されたことに伴い、規定の整備を図ります。

3 近隣他市町の状況

兵庫県及び兵庫県内の特定行政庁は、改正時期及び手数料額とも同様になる見込みです。

4 施行期日

公布の日

